労働者派遣法に基づく情報公開について

アドバンスジャパン株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定によ り、下記のとおり情報提供します。

マージン率

32.0%（対象期間：令和3年11月～令和4年10月）

※「派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額／派遣料金の平均額」の計算式で算出されます。

【派遣労働者の賃金には含まれない費用】

・雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料

・休暇に関する費用（派遣労働者が取得する有給休暇、その他休暇に充当した費用）

・教育訓練費、その他人件費（営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費）

・オフィス賃料、求人広告費、通信費等の諸費用

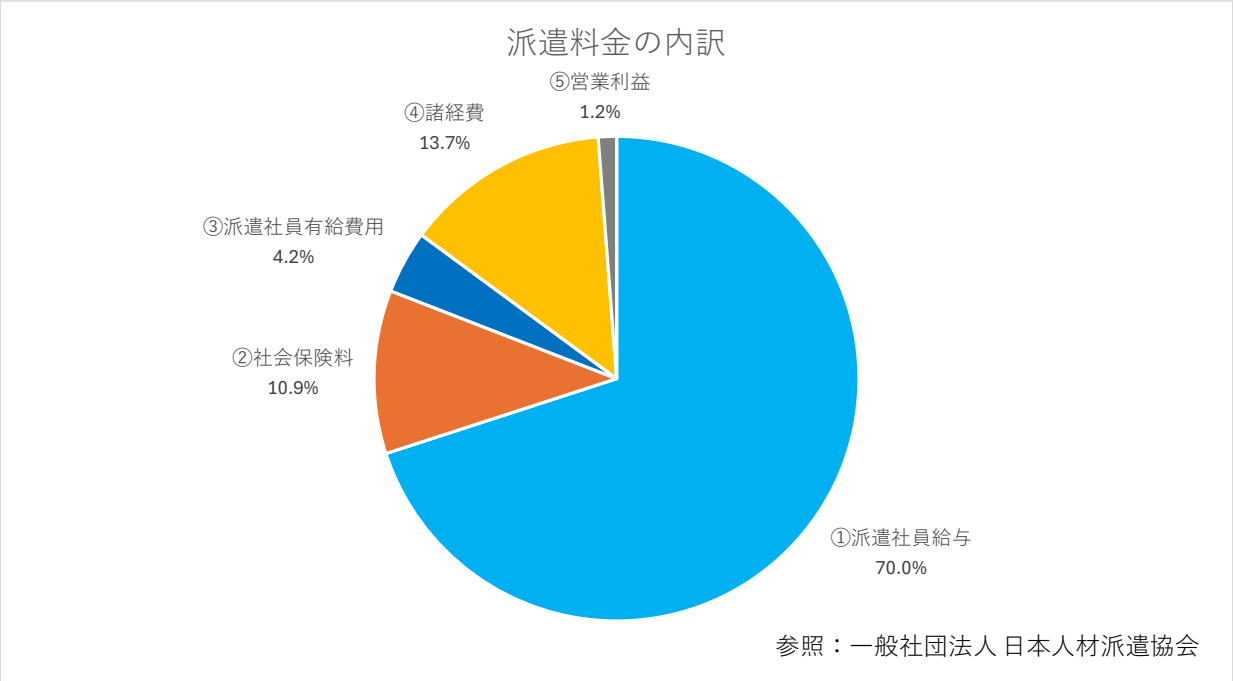

※上記、内容はマージン率には含まれないような費用項目も記載されております。

　マージン率の計算の際は①のみ反映され、その後②～④を控除した金額が派遣会社のおおよその営業利益となります。

注

派遣社員に支払う給与は、労使協定または派遣先の同種の業務に従事する労働者との均等・均衡を考慮して決定されます。その給与額に、労働社会保険料の事業主負担分（2021年5月末現在で労災保険 0.3%、雇用保険0.6%、健康保険約4.9%、介護保険 約0.9%（40歳以上の割合約67%）、厚生年金保険 約9.2%、計約15.9%）、派遣社員の有給休暇の費用、募集広告費用などの諸経費をあわせた金額が派遣料金になります。おおよその内訳は以下のようになります。